

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険団体連合会規約例等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）が平成 25 年 4 月 1 日から施行され「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められること等に伴い、国民健康保険団体連合会の規約例等下記のとおり改正することとしたので、その旨御了知の上、貴管内の国民健康保険団体連合会及び保険者への周知等に御配慮願いたい。

記

- 1 国民健康保険団体連合会規約例等の改正等について
 - (1) 国民健康保険団体連合会規約例及び国民健康保険診療報酬審査委員会規程例について（昭和34年保発第6号厚生省保険局長通知）の一部改正（別添1）

国民健康保険団体連合会規約例について、障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることに伴い所要の改正を行うものであること。
 - (2) 国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則例（昭和47年保発第49号厚生省保険局長通知）の一部改正（別添2）

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第五項の規定により健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の支払に係る経理について一般会計とは別に特別会計に区分するため、所要の改正を行うものであること。
 - (3) 国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて（昭和39年保発第2号厚生省保険局長通知）の一部改正（別添3）

審査支払機関における運営コストを明確化し、運営コストの削減を図る観点から、新たな財務諸表の様式を加えるとともに、1（1）及び（2）の改正に伴う所要の改正を行うものであること。
 - (4) 国保高齢者医療円滑導入基金事業特別会計経理規則例（平成20年保発第0324001号厚生労働省保険局長通知）の一部改正（別添4）

（3）と同様の観点から新たな財務諸表の様式を加えるもの。

- 2 施行期日
平成25年4月1日